

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(EPA税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくEPA税率の適用停止の有無の確認を行う。</p> <p>ロ 締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イに規定する締約国原産地証明書(後記68-5-11(締約国原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第5項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第1項第2号イに規定する原産地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第4項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 締約国原産地証明書にあっては、同条第4項の規定に基づき、同項表中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲げる事項が記載されていること。 なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であつ</p>	<p>(EPA税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくEPA税率の適用停止の有無の確認を行う。</p> <p>ロ 締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イに規定する締約国原産地証明書(後記68-5-11(締約国原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第5項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第1項第2号イに規定する原産地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第4項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)第31条に基づく原産地証明書(以下「シンガポール協定原産地証明書」という。)にあっては、同条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的な取扱いは後記68-5-13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)に発給されたものであるか否かについても確認を行う。</p> <p>(1) 締約国原産地証明書にあっては、同条第4項の規定に基づき、同項表中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲げる事項が記載されていること。 なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であつ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、輸入申告された貨物の輸出国から本邦までの取引関係が確認できる仕入書その他の関係書類を輸入者に求めることとするが、これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68-5-21の2（メキシコ協定原産品であることについての確認）、68-5-21の3（マレーシア原産品であることについての確認）、68-5-21の4（チリ原産品であることについての確認）又は68-5-21の5（タイ原産品であることについての確認）に定める手続きをとることとなるので、留意する。</p> <p>(Ⅰ) 締約国原産地証明書は、同条第4項に規定する締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関（後記68-5-14（締約国原産地証明書の発給機関）による。）により、発給されたものであること。</p> <p>(Ⅱ) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第6項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>(ニ) シンガポール協定原産地証明書についての確認</p> <p>「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）（以下「シンガポール協定」という。）第31条に基づく原産地証明書（以下「シンガポール協定原産地証明書」という。）にあっては、令第61条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際に発給されたものであるか否かについても確認を行う。</p> <p>また、シンガポール協定附属書Aに定める品目別規則（以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。）のうち、関税率表第0301.10号の产品的うちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、<u>「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in（日本又はシンガポール）for at least one month.」</u>が、第16類、第18類から第20類までの产品であって本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料の使用を認めている規則にあっては、<u>「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an</u></p>	<p>て第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、輸入申告された貨物の輸出国から本邦までの取引関係が確認できる仕入書その他の関係書類を輸入者に求めることとするが、これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68-5-21の2（メキシコ協定原産品であることについての確認）、68-5-21の3（マレーシア原産品であることについての確認）、68-5-21の4（チリ原産品であることについての確認）又は68-5-21の5（タイ原産品であることについての確認）に定める手続きをとることとなるので、留意する。</p> <p>(Ⅰ) 締約国原産地証明書は、同条第4項に規定する締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関（後記68-5-14（締約国原産地証明書の発給機関）による。）により、発給されたものであること。</p> <p>(Ⅱ) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第6項に定める有効期間内のものであること。</p>

（新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ASEAN member country.」が、第19類又は第20類の产品であって当該产品の生産に本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 の非原産材料であって、第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類のもの の使用を認める規則にあっては、「The goods were produced from (材料 名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料 名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (本邦、シ ンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国)」が、 第50類から第63類の产品であって本邦、シンガポール又は東南アジア諸国 連合の加盟国である第三国 の材料の使用を認めている規則(以下「纖維製 品の規則」という。)にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又 は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国)」が、それ ぞれ品名 の次に記載されるので留意する。</p> <p>なお、上記の第19類又は第20類の产品に係る規則及び纖維製品の規則に あっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、 「ASEAN」と記載することができる ので留意する。</p> <p>(ホ)「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」 (平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。)第39条に基づく原產 地證明書(以下「メキシコ協定原產地證明書」という。)にあっては、同證明 書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、 同證明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同證明書と同一の貨物を対象と したメキシコ經濟省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されて いること。</p> <p>(ハ) マレーシア協定原產地證明書についての確認</p> <p>「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」 (平成18年条約第7号)(以下「マレーシア協定」という。)第40条に基づく 原產地證明書(以下「マレーシア協定原產地證明書」という。)にあっては、 「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の 欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの6 行について確認を行うものとし、最後の3行については特段の確認を要 しない。</p> <p>また、マレーシア協定附屬書2に定める品目別規則(以下「マレーシア 協定品目別規則」という。)のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第 三國又はいずれかの締約国 の材料の使用を認めている規則にあっては、</p>	<p>(二)「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」 (平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。)第39条に基づく原產 地證明書(以下「メキシコ協定原產地證明書」という。)にあっては、同證明 書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、 同證明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同證明書と同一の貨物を対象と したメキシコ經濟省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されて いること。</p> <p>(ホ) マレーシア協定原產地證明書についての確認</p> <p>「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」 (平成18年条約第7号)(以下「マレーシア協定」という。)第40条に基づく 原產地證明書(以下「マレーシア協定原產地證明書」という。)にあっては、 「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の 欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの6 行について確認を行うものとし、最後の3行については特段の確認を要 しない。</p> <p>また、マレーシア協定附屬書2に定める品目別規則(以下「マレーシア 協定品目別規則」という。)のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第 三國又はいずれかの締約国 の材料の使用を認めている規則にあっては、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名が、繊維製品(関税率表第50類から第63類の物品)の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれ同欄に記載されるので留意する。</p> <p>なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の产品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則別紙3に掲げる書類とする。</p> <p><u>(ト) タイ協定原産地証明書についての確認</u></p> <p>「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成19年条約第19号)(以下「タイ協定」という。)附属書2に定める品目別規則(以下「タイ協定品目別規則」という。)のうち、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、当該材料名、当該漁船の船名、IOTC登録番号及び当該漁船の国籍が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名が、関税率表第61類又は第62類の物品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれタイ協定第40条に基づく原産地証明書(以下「タイ協定原産地証明書」という。)の「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に記載されるので留意する。</p> <p>なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の产品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、タイ協定第24条に定める運用上の手続規則別紙6に掲げる書類とする。</p> <p><u>ハ 非原産国における積替え等に関する確認</u></p> <p>輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第1</p>	<p>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名が、繊維製品(関税率表第50類から第63類の物品)の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれ同欄に記載されるので留意する。</p> <p>なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の产品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則別紙3に掲げる書類とする。</p> <p><u>(八) タイ協定原産地証明書についての確認</u></p> <p>「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成19年条約第19号)(以下「タイ協定」という。)附属書2に定める品目別規則(以下「タイ協定品目別規則」という。)のうち、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、当該材料名、当該漁船の船名、IOTC登録番号及び当該漁船の国籍が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名が、関税率表第61類又は第62類の物品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれタイ協定第40条に基づく原産地証明書(以下「タイ協定原産地証明書」という。)の「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に記載されるので留意する。</p> <p>なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国のproductであるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、タイ協定第24条に定める運用上の手続規則別紙3に掲げる書類とする。</p> <p><u>ハ 非原産国における積替え等に関する確認</u></p> <p>輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>（削除）</p> <p>(2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第5項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第4項又は第6項」とあるのは「令第61条第4項及び第6項」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 郵便物についての取扱い EPA税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税關の審査については、上記(1)に準ずる。</p>	<p>総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p><u>二 ろうけつ染めした綿織物に関する確認</u></p> <p>輸入申告に係るシンガポールからの貨物が関税率表第52.08項から第52.12項までに掲げるもののうち、ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、シンガポールの政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)に該当するものである場合には、これを証する書類(その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS) (P - 8240)」)が添付されていること及びそれらの記載事項の確認を行う。</p> <p>(2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第5項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第4項又は第6項」とあるのは「令第61条第4項及び第6項」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 郵便物についての取扱い EPA税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税關の審査については、上記(1)に準ずる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（シンガポール原産品の認定の基準）</p> <p>68-5-2 シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第3章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの(以下この節において「シンガポール原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第26条までの規定及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書第5条から第11条までの規定に基づき、次により行う。</p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された产品</p> <p>ロ シンガポール又は本邦(シンガポール協定第24条を適用する場合)の原産材料のみからシンガポールにおいて完全に生産される产品</p> <p>ハ 当該貨物の生産が2以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた产品</p> <p>(2) 上記(1)のイにおいて、シンガポールにおいて完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ 生きている動物であって、シンガポールの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ シンガポールの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物</p> <p>ハ シンガポールの領域において生きている動物から得られた产品</p> <p>ニ シンガポールの領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品</p> <p>ホ シンガポールの領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産品その他の产品</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されて航行すること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げていること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人(注)(シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール</p>	<p>（シンガポール原産品の認定の基準）</p> <p>68-5-2 シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第3章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの(以下この節において「シンガポール原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第26条までの規定及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書第5条から第11条までの規定に基づき、次により行う。</p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された产品</p> <p>ロ シンガポール又は本邦(シンガポール協定第24条を適用する場合)の原産材料のみからシンガポールにおいて完全に生産される产品</p> <p>ハ 当該貨物の生産が2以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた产品</p> <p>(2) 上記(1)のイにおいて、シンガポールにおいて完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ 生きている動物であって、シンガポールの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ シンガポールの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物</p> <p>ハ シンガポールの領域において生きている動物から得られた产品</p> <p>ニ シンガポールの領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品</p> <p>ホ シンガポールの領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産品その他の产品</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されて航行すること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げていること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人(注)(シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。) が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>注 へ及びトの規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。</p> <p>ト シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された产品(へに規定する产品から生産された产品に限る。)</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人（シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>チ 海洋法に関する国際連合条約に従い、シンガポールの領海外の海底又はその地下から得られた产品</p> <p>リ シンガポールの領域において収集された产品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ シンガポールの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、シンガポールの領域において何収された部品又は原材料</p>	<p>若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。) が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>注 へ及びトの規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。</p> <p>ト シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された产品(へに規定するproductから生産されたproductに限る。)</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人（シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>チ 海洋法に関する国際連合条約に従い、シンガポールの領海外の海底又はその地下から得られたproduct</p> <p>リ シンガポールの領域において収集されたproductであって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ シンガポールの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能なproductから、シンガポールの領域において何収された部品又は原材料</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>△ シンガポールの領域においてイからルまでに規定する產品のみから得られ又は生産された產品</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、<u>シンガポール協定品目別規則</u>を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによって当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、「十分な変更」とはみなさない。また、一旦シンガポール原產品と認定された貨物が、その認定後、非原産国において、当該作業のみが行われた場合には、その產品はシンガポール原產品としての資格を維持するものとする。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に当該貨物を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分け</p> <p>ハ 当該貨物又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。</p> <p>ニ 組み立てられたものを分解すること。</p> <p>ホ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業</p> <p>ヘ 単なる切断(例えば、生地を特定の大きさ又は形に切断すること。)</p> <p>ト 単なる混合(例えば、小石と砂利とを混ぜ合わせること。)</p> <p>チ 完成品にするための単なる部品の組立て(例えば、ねじ回しで家具を組み立てること。)</p> <p>リ 物品を単にセットにすること。</p>	<p>△ シンガポールの領域においてイからルまでに規定する產品のみから得られ又は生産された產品</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、<u>シンガポール協定附屬書 A</u>に定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによって当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、「十分な変更」とはみなさない。また、一旦シンガポール原產品と認定された貨物が、その認定後、非原産国において、当該作業のみが行われた場合には、その產品はシンガポール原產品としての資格を維持するものとする。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に当該貨物を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分け</p> <p>ハ 当該貨物又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。</p> <p>ニ 組み立てられたものを分解すること。</p> <p>ホ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業</p> <p>ヘ 単なる切断(例えば、生地を特定の大きさ又は形に切断すること。)</p> <p>ト 単なる混合(例えば、小石と砂利とを混ぜ合わせること。)</p> <p>チ 完成品にするための単なる部品の組立て(例えば、ねじ回しで家具を組み立てること。)</p> <p>リ 物品を単にセットにすること。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又 上記イからリまでの作業のうち二以上の作業の組合せ</p> <p>(5) シンガポール協定第24条の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ 「シンガポールにおいて一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべてシンガポールにおける生産とする」とは、当該貨物の生産において、その一部の工程が、シンガポールにおいて1又は複数の製造者によって断続的に(すなわち、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国において)なされた場合であっても、シンガポールで行われたこれらのすべての工程は、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなす。</p> <p>(6) シンガポール協定第25条の規定については、<u>同協定附属書 A 第1節注釈3</u>に具体的規定があるので留意する。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、シンガポール協定第28条のAの規定により、シンガポールの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。</p>	<p>又 上記イからリまでの作業のうち二以上の作業の組合せ</p> <p>(5) シンガポール協定第24条の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ 「シンガポールにおいて一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべてシンガポールにおける生産とする」とは、当該貨物の生産において、その一部の工程が、シンガポールにおいて1又は複数の製造者によって断続的に(すなわち、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国において)なされた場合であっても、シンガポールで行われたこれらのすべての工程は、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなす。</p> <p>(6) シンガポール協定第25条の規定については、<u>同協定附属書 A</u>において特定期の割合が定められていないことから、当分の間、当該規定の適用はないので留意する。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、シンガポール協定第28条のAの規定により、シンガポールの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)</p> <p>68-5-4 付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の产品的価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦であることが必要とされる。</p> <p>(1) 「原産資格割合」は、次により算出する。</p> $\text{原産資格割合(%)} = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>イ 「F O B 価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>ロ 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。</p> <p>なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のC I F価格(関税評価協定に従つて決定される価格)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、前記68-5-2(シンガポール原産品の認定の基準)の(4)に掲げる「十分な変更とみなされない作業」によつて付加された価値については、当然算入することになるので留意する。</p> <p>(2) 上記(1)のロにより規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。</p> $\text{非原産資格価額} = \text{材料価額の総額} - \text{すべての材料の原産資格価額}$ <p>この場合において、</p> <p>イ 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たつて使用されたすべての材料の価額の総額をいう。</p> <p>ロ 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。</p>	<p>(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)</p> <p>68-5-4 付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)《第3章における用語》の「生産」の定義には入らない品質検査等の产品的価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1 累積の適用による本邦であることが必要とされる。</p> <p>(1) 「原産資格割合」は、次により算出する。</p> $\text{原産資格割合(%)} = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>イ 「F O B 価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>ロ 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たつて生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。</p> <p>なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のC I F価格(関税評価協定に従つて決定される価格)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、前記68-5-2(シンガポール原産品の認定の基準)の(4)に掲げる「十分な変更とみなされない作業」によつて付加された価値については、当然算入することになるので留意する。</p> <p>(2) 上記(1)のロにより規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。</p> $\text{非原産資格価額} = \text{材料価額の総額} - \text{すべての材料の原産資格価額}$ <p>この場合において、</p> <p>イ 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たつて使用されたすべての材料の価額の総額をいう。</p> <p>ロ 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 上記(2)の口における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。</p> <p>イ 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であつて、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条¹の適用による本邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条¹の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が<u>40%以上</u>である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例：<u>40%</u> <u>100%</u>)。</p> <p>ロ 各材料が上記イの要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする(例：<u>39%</u> <u>39%</u>)。</p>	<p>(3) 上記(2)の口における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。</p> <p>イ 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であつて、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条¹項の適用による本邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条¹項の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が<u>60%以上</u>である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例：<u>60%</u> <u>100%</u>)。</p> <p>ロ 各材料が上記イの要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする(例：<u>59%</u> <u>59%</u>)。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p>（産品の生産に使用される材料のシンガポール原産品の認定）</p> <p>68-5-5 本邦への輸入貨物としてシンガポールにおいて生産される産品に使用される材料がシンガポール原産品であるかどうかの認定を必要とする場合であつて、当該材料に係る関税率表番号に対応する規則がシンガポール協定品目別規則に定められていないものについては、次による。</p> <p>(1) 当該産品についてのシンガポール協定品目別規則が関税分類変更基準又は特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則である場合は、当該品目別規則に言及されている当該産品に係る関税率表番号を当該材料に係る関税率表番号に読み替えた上で、当該材料がその規則の要件を満たす場合には、当該産品の原産品認定に際して、当該材料を非原産材料とはみなさない。</p> <p>(2) 当該産品についてのシンガポール協定品目別規則が付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則である場合は、当該材料がその規則の要件を満たす場合には、当該産品の原産品認定に際して、当該材料を原産資格を有する材料とみなす。</p>